六所家総合調査だより

第12号

厨子入紅玻璃色阿弥陀如来・不動明王・愛染明王坐像

六所家総合調査シンポジウム

東泉院聖教の世界～富士山麓・吉原宿のアーカイブスを探る～について

平成25年２月２日㈯に富士市役所消防防災庁舎７階大会議室でシンポジウムを行いました。このシンポジウムは仏教の経典などの「聖教」に関するもので、６人の先生に講演をしていただきました。そこで六所家旧蔵資料にある「聖教目録」や「厨子入紅玻璃色阿弥陀如来・不動明王・愛染明王坐像」（写真上）などの紹介をして下さいました。

当日は県内外から143人の方々にご来場をいただき、盛況のうちに終了することができました。

特集【平成24年度　六所家総合調査概報】

六所家総合調査の経過と今後の予定……相場　朋子（１）
今宮の今宮浅間神社……松田香代子（３）
六所家旧蔵の御用札から見る下方五社の宗教活動について……井上　卓哉（７）
近世陶磁器からみた東泉院の活動……佐藤　祐樹（９）
東泉院関係新出史料「神道裁許状」の紹介……井坂　武男（11）

富士市立博物館

口絵２　神道灌頂本尊図

口絵１　位牌（奥）・過去帳（前）

口絵４　「富士山」山号額

口絵３　五鈷鈴・五鈷杵

六所家総合調査の経過と今後の予定

相場　朋子

平成一八年度より始まった六所家旧蔵資料の整理作業も本年度で八年目を迎える。六所家旧蔵資料は、富士市今泉に存在した富士山東泉院という寺院と、その後身である六所家に伝わる資料である。古文書、書画、富士山信仰、民俗、埋蔵文化財、建造物・庭園、聖教の各分野において専門の調査委員指導のもと、総合的な調査を行っている。

平成二四年度には、これまでの調査成果を報告する機会として、聖教分野のシンポジウムを開催した。また、民俗分野からは、調査成果をまとめた報告書を刊行した。本稿では、今までの調査によって発見された資料や、それらを通して明らかになってきた東泉院の実像について改めて紹介したい。

東泉院は吉原宿の北側の丘陵南端に境内を構えていた。この地域を上和田という。富知六所浅間神社の池を起点とする和田川が、東泉院の南側を流れている。吉原宿や和田川は東泉院とその周辺を描いた絵図の中にも見られる。元文五年（一七四〇）の東泉院周辺絵図には、東泉院の境内は現在の吉原公園付近、本堂は現在の日吉浅間神社付近に描かれている（杉山　二〇〇八）。

東泉院は、少なくとも永禄元年（一五五八）頃には上和田の地に境内を構えていたと考えられている。富士山興法寺（村山修験）との結びつきから、第一代（中興）住職雪山の頃は修験道本山派として活動をしていた。その後、第二代住職快印から第二一代住職藥雄まで、真言宗の密教寺院として続いていく。明治時代初期の神仏分離政策により、藥雄は復飾して六所良邑（六所家一代目当主）と名乗り、日吉浅間神社の神主となった（大高　二〇一一）。

日吉浅間神社の西側には旧六所邸があった。現在六所邸主屋は解体され、土蔵（宝蔵）のみ現存している。主屋の跡地は東泉院の活動を探るべく発掘調査を進めており、今後、公園として整備される予定である。

六所家の主屋には、「ミタマヤ（御霊屋）」という祭壇があり、そこには六所家関係者の位牌のほかに、歴代の天皇家や東照大権現（徳川家康）を祀る位牌、歴代住職を祀る霊簿などが納められていた（松田　二〇一〇）。また、東泉院の過去帳からは、皇室関係者や武家、名僧、東泉院歴代住職の名前が確認できる（口絵1）。このことは、東泉院が天皇家や将軍家をお祀りすることを許された、格式の高い寺院であったことを示している。東泉院の住職は、年始の挨拶や歴代徳川将軍供養のために江戸へ出向き、納経拝礼を行っていた。宝永の噴火の翌宝永五年（一七〇八）には、幕府より天下安全・富士山鎮火の祈祷を命じられ、第一一代住職光盛が江戸へ参府している。

江戸幕府の第一四代将軍・徳川家茂は、文久三年（一八六三）と元治二年（一八六五）に上洛し、その際、東泉院に宿泊している。東泉院は家茂を迎えるために、文久二年に本堂や歓喜堂、護摩堂と、東照大権現を祀る神社を修理・造営している（大高　二〇〇九）。

歓喜堂や護摩堂では、浴油供や不動護摩供といった密教の秘法を行っていたと考えられる。東泉院資料の中には、護摩供の際に作成した護符（御札）が見られる。また、正月の儀礼として大般若会を行っており、その際に作成した御札や、本尊として掲げられたと考えられる「釈迦三尊十六善神図」も残っている（井上　二〇一三）。東泉院に伝わる釈迦三尊十六善神図は、一三世紀末から一四世紀前半頃に制作されたと推定されるもので、四天王と共に描かれる十二神の頭上に十二支の動物が載せられているところに特徴がある。東泉院はこのような護摩供や大般若会などの儀礼を、支配地域はもちろんのこと、将軍家や大名家に対しても行っていた。

東泉院は、第三代住職快温の時に醍醐寺報恩院の末寺となる。また、東泉院には醍醐寺三宝院流の流れを汲んだ聖教資料が伝わっている。「聖教」とは、経典の注釈書、寺院での行事の次第、儀礼の作法などを記録したものである。東泉院の聖教資料はある程度まとまった形で伝来しており、これは全国的にも大変珍しい事例である。第二一代住職藥雄が『聖教目録』に東泉院の聖教をまとめており、現在の調査ではその目録をもとに整理作業を進めている。

東泉院の聖教の中で最も古いものが、一四世紀の僧・文観が記した『秘密源底口決』の写本である。ここには、「三尊合行法」という醍醐寺三宝院流の最極秘法が説かれ、東泉院には、その本尊と考えられる「厨子入紅玻璃色阿弥陀如来・不動明王・愛染明王坐像」が伝わっている（高橋　二〇〇八）。

醍醐寺は京都にある真言宗醍醐派の総本山であり、報恩院や三宝院は醍醐寺の五門跡の一つである。このような中央の格式の高い寺院から伝えられた真言密教一流の聖教が、東泉院を通して周辺地域の神社へも伝播されていた可能性がある。聖教の秘法や作法を伝授した証として授与されるものが「神道印信」であり、東泉院には八十通印信などの神道書が伝わる。また、密教の秘法を伝授する儀礼の際に本尊とされた「神道灌頂本尊図」（口絵2）も残っており、東泉院の宗教体系が明らかになりつつある（阿部　二〇〇九）。

東泉院は下方五社の別当職を務めており、下方五社を管理する中で五社の神事や作法にも携わっていた。下方五社とは、三日市場の富知六所浅間神社・原田の滝川神社・今宮の浅間神社・入山瀬の浅間神社・今泉の日吉浅間神社の五つの浅間神社を指す。東泉院には富士山信仰に関わる寺社の由来や伝説を説く『富士山大縁起』という資料が伝わるが、その中の「五社記」には、下方五社の由緒や祭礼などが記されている。また、富士山の神様をかぐや姫とする説話も記されており、富士山麓周辺に伝わる富士山とかぐや姫の伝説を考える上でも大変興味深い資料である。

また、東泉院には江戸時代を通じて中野・一色・神戸・今宮村と、伝法・今泉（旧善徳寺）村の一部から一九〇石余りの朱印地を与えられており、その年貢収入によって寺院の活動を行っていた。このため、東泉院宛の文書の中には「御別当様」、「御地頭様」と書かれているものが数多く見られる。

旧善徳寺村付近では、「善徳酢」という酢が作られていた。善徳酢は第二代住職快印の時代に陣中の徳川家康に献上したことが契機となり、一時途絶えた時期はあるが、第七代住職快雅の時代まで江戸幕府に献上していたものである。その後も商品として江戸で流通し、東泉院のお土産品にもなっていた（大高　二〇一一、菊池　二〇一二）。

調査を通じて、東泉院は格式の高い密教寺院であり、地域の支配者としても活動していたことが明らかになってきた。今年度は古文書①（中世と近世初期文書）と埋蔵文化財、建造物・庭園の三分野の報告書を刊行する予定である。また、一〇月一二日から開催する展示会「富士山東泉院と富士山信仰」では、東泉院の資料の中からも、富士山信仰につながる資料を紹介する。

【参考文献】

阿部泰郎　「東泉院聖教の復元と『秘密源底口決』の発見―調査中間報告―」『六所家総合調査だより』第五号　富士市立博物館　二〇〇九

井上卓哉　「護符からみる東泉院の宗教行事について」『六所家総合調査報告書　民俗』富士市教育委員会　二〇一三

大高康正　「将軍徳川家茂の上洛と東泉院」『六所家総合調査だより』第五号　富士市立博物館　二〇〇九

「「東泉院代々住持帳」にみる東泉院歴代の事跡」『六所家総合調査だより』第八号　富士市立博物館　二〇一一

「善徳寺酢に関する一考察」『六所家総合調査だより』第九号　富士市立博物館　二〇一一

菊池邦彦　「富士山東泉院を訪れた人々」『六所家総合調査だより』第一一号　富士市立博物館　二〇一二

杉山一弥　「絵図にみる東泉院境内堂舎の変遷」『六所家総合調査だより』第三号　富士市立博物館　二〇〇八

高橋平明　「「釈迦三尊十六善神図」「紅玻璃色阿弥陀如来・不動明王・愛染明王坐像」「大黒天立像」」『六所家総合調査だより』第三号　富士市立博物館　二〇〇八

松田香代子　「六所家主屋に残された御霊屋」『六所家総合調査だより』第七号　富士市立博物館　二〇一〇

（富士市立博物館　学芸員）

今宮の今宮浅間神社

松田香代子

はじめに

旧六所家があった上和田町内会（今泉七丁目・八丁目・九丁目の一部）には、裾野市須山の十里木に向かう十里木街道が南北に通っている。現在は、主要地方道富士・裾野線が十里木街道の東側に並行しているため、上和田町内の旧道は地元の人びとが日常的に利用する生活道になっている。この旧道は上和田町内の北端で東に曲がり、やがて主要地方道に合流して現在の十里木街道となる。

この上和田町内の旧道にある丁字路には、「観音大士供養塔」と刻まれた石塔が建っている。「文政八年（一八二五）三月吉日」と「右　十里き　左大宮ミち」の記銘があり、道標も兼ねていることがわかる。これは、十里木街道が富士宮浅間大社から富士山・愛鷹山中をぬけて、十里木の本村である須山の浅間神社へと向かう信仰の道であることも意味している。

さて、今泉から十里木街道を北へ上っていくと、一色、神戸、今宮の順に村落があり、今泉ではこれらの地域をヤマガ（山方）と呼んでいた。かつての東泉院領の一部であり、それらは十里木街道沿いに立地していた。

これらの村落の中で、最も北に位置するのが今宮である。今宮の氏神は今宮浅間神社であり、東泉院が別当を務める神社でもあった。今宮では、近代以降、東泉院が六所家となってもトウセンゲ（トウセンゲン）と呼び、第二次大戦後の農地改革まで地主小作関係を継続した家もあったようである。東泉院と今宮、そして今宮浅間神社との関係を解明する前段階として、本稿では聞き取り調査を中心に、今宮の概要をとらえてみようと思う。

一　今宮という村落

今宮は、今宮浅間神社がある海抜二五〇メートル付近に立地する村落である。平成二五年四月現在の世帯数は三六九、人口は一一二五人である。これが明治元年（一八六八）には戸数五三、人口二四〇人であったといい（菊池邦彦「富士山東泉院領に暮らす人々」『六所家総合調査だより』第一〇号、二〇一二年一月）、現在では六倍強増加していることになる。

現在、今宮の内部は、上一色（上）・西村・東村・中村・陽光台の五地区に分けられている。このうち陽光台は新興住宅地で、旧来からあるのは四地区である。祭りや行事の当番はこの地区単位でおこなわれ、戸数の少ない中村は隣接する西村と合同で行事にあたっていた。たとえば、盆行事は家ごとの祭りであるが、今宮全体の火祭りもおこなわれた。

火祭りというのは、八月一三日の盆の入りから一六日の盆の明けまで、毎日暗くなる時刻におこなう村の行事で、男の子達が主役であった。地区ごとに日送りで当番にあたり、一三日は東村と中村、一四日は上地区、一五日はおこなわず、一六日の送り火は西村という順であった。子ども達のみでシュロ縄をない、その先端に松の根の松明をくくりつけて点火し、タイマツフリ（松明振り）をした。火祭りは、今宮浅間神社の前を横切る主要地方道富士・富士宮・由比線を、西から東へと松明を振りながら歩いた。かつては一〇八本の松明を用意したといい、火振りの盆行事としては、市内各地でおこなわれていたようであるが、現在は今宮と久沢北区で復活しているのみである。おそらく盆供養のヒャクハッタイ（百八灯）を習合したかたちであり、虫送り行事も兼ねていたと伝える。四七年ほど前に徐々に廃れたが、平成に入ってから復活し、平成二五年八月には二一回目を迎える。

二　今宮浅間神社の祭り

ところで、今宮浅間神社は今宮の中でも村の中心ではなく、北西寄りに位置する。今宮浅間神社のすぐ裏手までマルビ（丸火・丸尾）と呼ばれる富士山溶岩流（大淵丸火）があり、木も育たない原野であった。そこより下にはマルビはなく、いわばマルビの先端に今宮浅間神社がまつられているという。

かつて、神社の裏にはオセンスイ（御泉水）と呼ばれる湧水地もあったが、現在は涸れてしまった。オセンスイで禊ぎをしたという話は聞けなかったが、マルビの先端にまつられた今宮浅間神社は、鎮火を目的にした富士山信仰の一端をになっていたともいえよう。

今宮浅間神社の参道は、今日では東西に横切る主要地方道富士・富士宮・由比線に面して立てられている鳥居から北側に向かう道のみとなっている。この鳥居脇には鳥居杉と呼ばれた大杉があったが、枯れて株跡のみが残る。さらに、今宮の南に位置する神戸には今宮浅間神社の一の鳥居があったといい、参道が神戸を基点に神社へと続いていたという。

また、かつては川口のオオヤ（または西村にあるので西のオオヤ）と呼ばれた川口家が神主であった。鳥居脇には、大正の関東大震災で被害を受けた社殿を再建した、当時の神職川口祭十郎の標柱が建つ。そこには、滝川神社の神主を兼務していたことも記されている。東泉院領時代、川口家は鎰取（かぎとり）を世襲し、最後の鎰取「織部」が明治になって「祭十郎」と改名した。

今宮浅間神社の祭りは、一〇月一六日のオヒマチにおこなわれる。かつては、この例祭とは別に五月二日におこなう流鏑馬神事があった。伝承では、五月一日に滝川神社、二日に今宮浅間神社、三日に三日市浅間神社（富知六所浅間神社）、四日に入山瀬（いりやませ）か日吉浅間神社（または米之宮浅間神社（よねのみやせんげんじんじゃ））、五日に大宮の富士山本宮浅間大社という順に、日送りで流鏑馬があったという。

写真　川口祭十郎が建てた標柱

今宮浅間神社の流鏑馬は、前述した社前を東西に横切る主要地方道富士・富士宮・由比線の直線コース約二五〇メートルを駆け抜けた。スタートは西の馬場先観音、ゴールは東の庚申堂（こうしんどう）付近で、これが流鏑馬の馬場（鉄砲馬場ともいう）であった。流鏑馬の馬はヤクウマ（役馬）といい、今宮から三騎、神戸と一色からそれぞれ一騎の計五騎が出た。

浅間神社の神様は馬が好きな女神様で、今宮ではこの五社を五姉妹にたとえ、今宮が二番目、大宮がシマイッコ（末っ子）だと言っていた。明治になると、流鏑馬で役馬が駆けたあと、余興に競馬をおこなうようになり、今宮浅間神社境内地の周囲を駆け抜けた。スタートは流鏑馬と同じく馬場先観音付近で、西から東へ向かい、鳥居脇から北へと上り、神社の北側を回って南へと下り、再び流鏑馬の馬場に出て、鳥居前を過ぎてゴールとなる。競馬には、今宮以外に近隣の神戸や一色、鵜無ヶ淵、桑崎などの農耕馬の持ち主が参加し、優勝すると優勝旗が授与された。また、たらいやお櫃（ひつ）、バケツのほか、茶箪笥（ちゃだんす）や木綿の反物などの豪華な景品も用意され、反物は竹に吊して披露された。流鏑馬神事はおこなわれなくなっても競馬は続けられ、昭和二七年頃まであったという。

三　記録類にみる今宮浅間神社

現在の聞き取りでは、東泉院領時代の今宮および東泉院が別当を務めた今宮浅間神社を明らかにすることには限界がある。そこで、旧六所家所蔵文書以外に残された記録類を引用してみたい。まず、近世後期に編まれた地誌類のうち、最も詳細な記述がある『駿河記』（桑原藤泰、文政三年〈一八二〇〉成立）を見てみる（一部読み下し文、筆者）。

今宮　吉原に至るまで凡そ弐里。田額拾八石四升壱合。東泉院領。

○浅間神社　母之宮と号す。祭る所犬飼明神也。鍵取　川口喜内。

今宮浅間神社と称し奉る。富士五社の其一なり。往古は大社にて摂社四十、即今の神戸は其一の鳥居のありし所なり。武田信玄入道の兵火にかゝりて焼亡して後、僅に小祠となれり。年に五度の祭礼、流鏑馬祭を大祭とす。下方五騎警固を勤む。東泉院祭事を預る。社中に薬師如来の

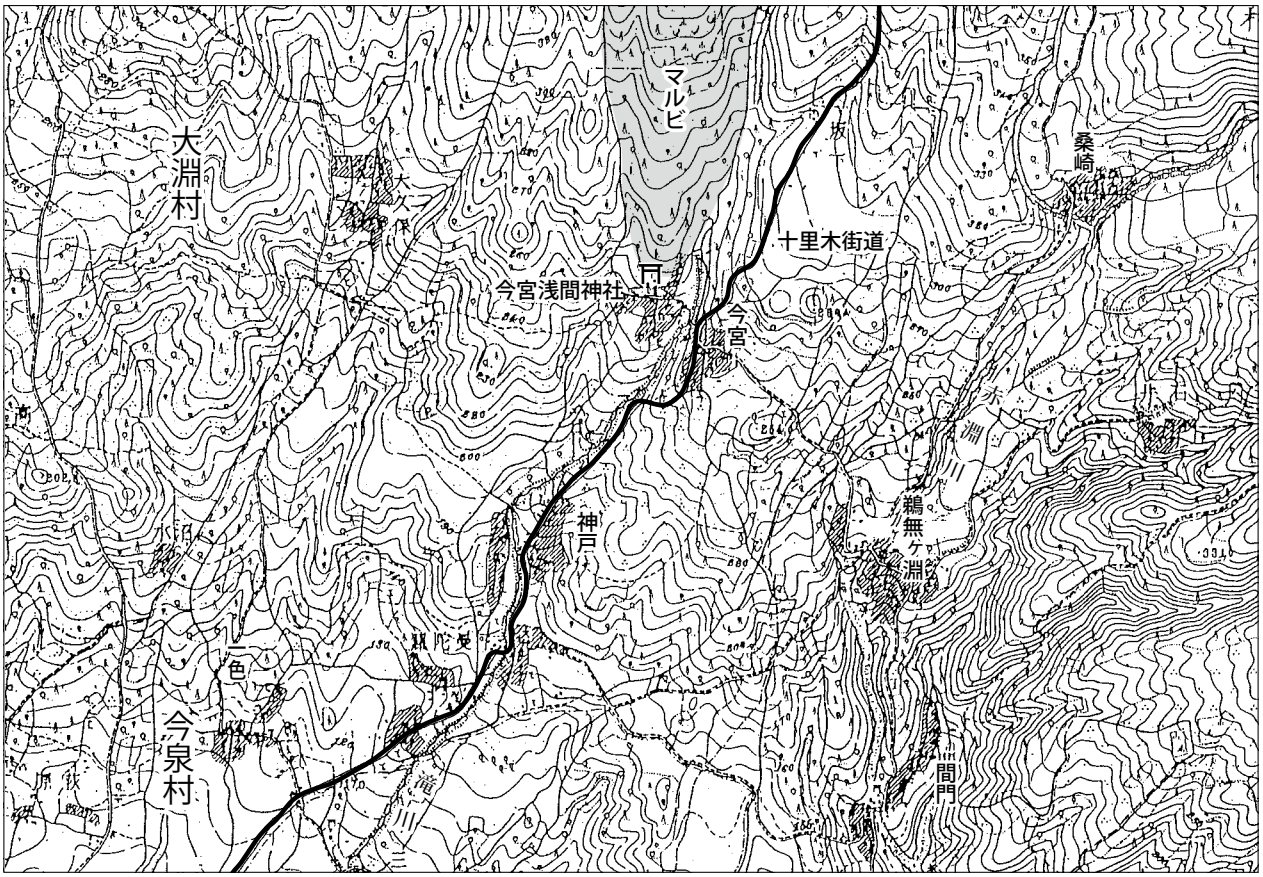

図　今宮浅間神社周辺図（昭和22年地理調査所発行「２万5000分の１地形図　吉原」を基に作成）

木像を配祀す。伝云、三河国鳳来寺峯薬師と同木を以刻む所なりと。但古像は東泉院に安じて、今祠中に配するは新像なり。

このほかに、光立寺という臨済宗の寺があり、旧名を「イゲ寺」といった。山林のイゲ林という所が旧地で、かつてここを掘ったところ、独鈷（とっこ）や銅の仏具が出てきた。元真言宗の寺だったとある。著者の桑原藤泰はイゲは会下のことで、精舎のことを意味するとしている。『駿河志料』（中村高平、文久元年〈一八六一〉成立）では、この地が顕密（けんみつ）の道場で、今宮神宮寺であり、その旧跡を禅院としたのであろうと解釈している。

時代は下るが、近世の地誌を踏まえたうえで、大正元年（一九一二）に編纂された『今泉村誌』には、次のような興味深い記述がある（句読点は筆者）。

今宮

此地ニハ富士下方五社ノ一ナル富士浅間神社アリ。此宮式外ニハアレドモ、森林鬱茂シテ極メテ神進ビタル古社ナリ。其創建ノ古キコトハ一見何人モ疑ハザル所ナリ。惜イ哉、中古二度ノ火災ニ罹リ、記録宝物尽ク烏有ニ帰シ、今一モ考フルニ由ナシ。蓋シ、今宮トハ大宮ニ対スル此ノ神社ノ名称ニシテ、遂ニハ本村ノ名称トナリシモノナラン。故ニ、本村ハ神戸、一色ト共ニ神社ノ封戸ナリシガ如シ。東泉院下方五社総別当ナルニ及ビテ其領スル所トナリ。（後略）

村誌の著者の解釈ではあるが、「今宮」という神社名は「大宮」に対するもので、それが村名にもなったというのである。確かに通常、今宮は新たにまつる若宮、新宮のことをさし、当地の今宮がどの神社にとっての新宮かが問題となる。丸火の先端にまつるという古い形の富士山信仰を具現化しているとすれば、いずれの浅間社の新宮（山宮）なのであろうか。

『今泉村誌』には、別項で今宮浅間神社についての記載もある。

今宮浅間神社

今宮西村ニ在リ。木花咲夜比売命ヲ祀ル。

駿河記ニ（以下、『駿河記』の写しのため中略）

コノ神社ハ六所浅間神社ノ摂社タリ。貞観六年ノ創建ナリ。社伝ニ、貞観六年甲申五月、富士山噴火ノ節、此所ヘモ焼石転ビ出デ、其勢甚シカリシニ依リ、時ノ官人一向ニ浅間大神ノ擁護ヲ祈リシニ、今ノ社地ニ至リテ焼石止リシニ依テ、社ヲ立テ大神ヲ奉齋セシトイフ。之レニヨリテ考フルニ、本社ハ貞観六年ノ頃コノ地ニ創建シタルモノナルベシ。今ノ社殿ハ数回目ノ建築ニナルモノナリ。

実ニ現今ノ社地ヨリ富士山マデ一線ノ土手ノ如クナル焼石アリ。里俗コレヲ浅間転ビトイフ。境内ハ其南端ニアリ。

貞観（じょうがん）六年（八六四）五月の富士山噴火は最大級のものであり、富士山周辺では鎮火祈祷のために浅間大神がまつられた。社伝によれば、そのひとつが今宮浅間神社だというのである。「浅間転び」はマルビのことである。そして、大宮に対する今宮であると先述しながらも、ここでは富知六所浅間神社の摂社であるとしている。すなわち、富知六所浅間神社が本社であり、いわば富知六所浅間神社の山宮としてまつられたのが本社とも考えられよう。

三日市場にある富知六所浅間神社は、社域の裏側に溶岩流があるといい、その先端に御手洗の池が湧いている。つまり、富知六所浅間神社にもマルビの先端に湧水地があり、浅間の神をまつる絶好の条件が備わっているという（菊池邦彦「富士山東泉院を訪れた人々」『六所家総合調査だより』第一一号、二〇一二年九月）。東泉院が富知六所浅間神社の別当寺院として設定されれば、その新宮である今宮浅間神社の別当になるのは当然のなりゆきかもしれない。

おわりに

東泉院は、一九〇石余りの朱印領を有する領主であった。朱印領は、中野・一色・神戸・今宮・伝法の一部・今泉の一部と分散していた。そして、それ以前に、東泉院は富士山下方五社の別当職という宗教者の役割をになっていた。東泉院にとっては、朱印領内にある今宮浅間神社は重要な位置を占めていたともいえる。

現在、今宮には寺が一か寺もない。近世には臨済宗光立寺があったが、明治以降、廃寺となった。また、これが今宮浅間神社の神宮寺であったと解釈されているが、実態は不明である。さらに伝承では、かつて林祭寺という寺院があり、鎰取の川口家から分家した家が、青島に土着してそこに林祭寺を再興したともいう。これについては、『駿河記』の「青島」の項に以下のような記載がある。

○青島山林祭寺　真言宗　今泉東泉院末　除地二反九畝九歩

元は快翁庵と云。高野山の僧快翁盛覚とて二人の僧此処に来て、盛覚は荒田島に止り、快翁は此処に住し、小庵を結て快翁庵と号す。後に一庵の精舎となり林祭寺と改む。盛覚が住みたる跡は今荒田島の盛覚寺是なり。

高野山の快翁と盛覚というふたりの僧侶が来て、快翁は青島に快翁庵を開き、後に林祭寺と改めた。また、盛覚が荒田島に開いたのが、後の盛覚寺であるという。どちらも今泉東泉院の末寺で、明治以降、廃寺となっている。

今宮は、神戸・一色とともに東泉院領にあって、長く水利に苦労した土地柄であった。東泉院がこれらの領地をどのように管理し、今宮浅間神社での祭祀をおこなってきたのか。六所家旧蔵資料調査を進めながら、今後明らかにしていかなければならない課題である。

最後に、この稿をおこすにあたっては、今宮の川口氏をはじめ多くの方々からご教示を賜りました。ここに、あらためて御礼を申し上げます。

（六所家総合調査委員・愛知大学非常勤講師）

六所家旧蔵の御用札から見る下方五社の宗教活動について

井上　卓哉

はじめに

六所家旧蔵の民俗資料の総点数は、平成二五年三月に発行した『六所家総合調査報告書　民俗』内でとりあげたように、六三六七点にのぼる。このうち、大部分を占めるのは、明治時代以降の六所家の生活の中で利用されてきた民具類となっている。しかし、点数は少ないながらも、六所家の前身である密教寺院・東泉院や、東泉院が別当として管理していた富士山南麓の五つの浅間神社（下方五社）の信仰にかかわる資料も含まれている。

本論では、民俗資料の中に含まれる信仰関係資料のうち、御用札と呼ばれる資料を中心に、下方五社の宗教活動についての検討をおこなってみたい。

一　東泉院と六所家

「富士山」の山号を持つ東泉院は、戦国時代の終わりから今泉の地を拠点に、時の権力者より朱印地を認められ、別当として下方五社を管理する密教寺院として活動してきた。その活動の詳細については、現在進められている歴史分野の調査の成果に譲るが、六所家旧蔵の御札類や聖教類の分析から、幕末には将軍家や沼津藩の祈願をおこなう、格式高い寺院であったことが明らかとなっている（井上　二〇一三）。

しかしながら、第二一代（第二〇世）の住持・藥雄の時代に明治を迎え、東泉院という寺院は廃寺となり、藥雄は復飾して六所良邑（六所一とも）を名乗り、六所家を興すこととなる。復飾後しばらくの期間は、下方五社の神職として活動していたようで、歴史分野の資料の中には、社務として、「六所良邑（一）」や「六所中務」の名前を確認できる神社関係の史料が含まれている。また、良邑は明治一五年（一八八二）に、六所家の主屋の中に御霊屋と呼ばれる神道式の祭壇を作り直したことが明らかとなっている（松田二〇一三）。そして、御霊屋の中に納められた霊簿の裏には、良邑は慶応三年（一八六七）の王政復古の知らせを受け、復飾したとの記載がみられる。

二　六所家旧蔵の御用札

前項で述べたような歴史をたどってきた六所家に伝来した資料の中には、御用札と呼ばれる資料が三点含まれている。このうちの二点は、写真1および2で示したように、菊の紋に「廣幡殿御用」、「廣幡殿御祈願所」と墨書され、札の裏には㊨という焼印が押されたものである。

写真1

写真2

菊の紋が描かれていることから、ここに記された廣幡殿とは、清華家（摂政・関白・太政大臣の位まで昇任することができ、公家の中で最も高い家格を有する摂関家五家に次ぐ家格）である公家の廣幡家の事を指していると思われる。

つまり、「廣幡殿御用」と記された札は、廣幡家という公家の為に何かしらの行為をおこなう際に掲げられたものであり、「廣幡殿御祈願所」と記された札は、廣幡家の為の祈願をおこなう場所であることを示すために掲げられたものであると指摘できる。

しかしながら、これらの御用札には、それ以外の情報が記されていないため、札に記された情報からだけでは、いつ、どのような目的でこの札が作られたのかということについて明らかにすることはできない。

ただし、歴史分野に含まれている「先触」という史料と合わせて検討する事により、これらの札類が発行された背景がおぼろげながら浮かび上がって

くるのである。

三　「先触」に記されたもの

先触とは、旅行者が旅行に先だって、通行する街道の宿場に対して、必要とする人足や馬、駕籠などの数や、宿泊の予定等を通知した資料のことである。この先触は、大名の参勤交代の際や、幕府や諸藩の役人、公家などが街道を通行する際に発行された。

そして、六所家旧蔵の先触の中には、廣幡家の通行に関わる先触が二点含まれている。一つは、「廣幡殿先触」と墨書され、内側に(幡)の焼印が押された木箱に納められたもので、辰年八月二九日に、冨士神社社務の六所中務より、大津宿から吉原宿までの各宿場の伝馬所・取締中に宛てて出されたものである（写真3）。もう一つは、辰年八月に廣幡殿御役所より大津宿から吉原宿までの各宿場の役人に出されたものである（写真4）。

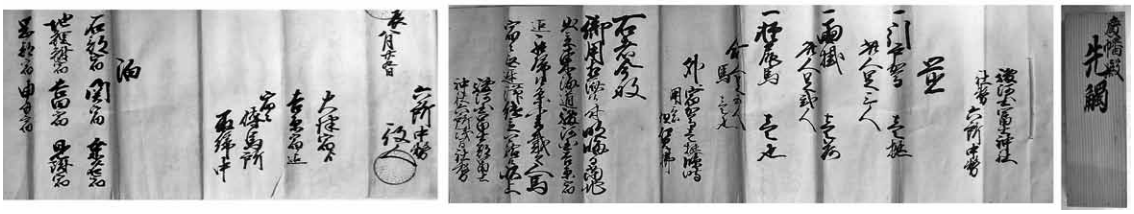

写真3

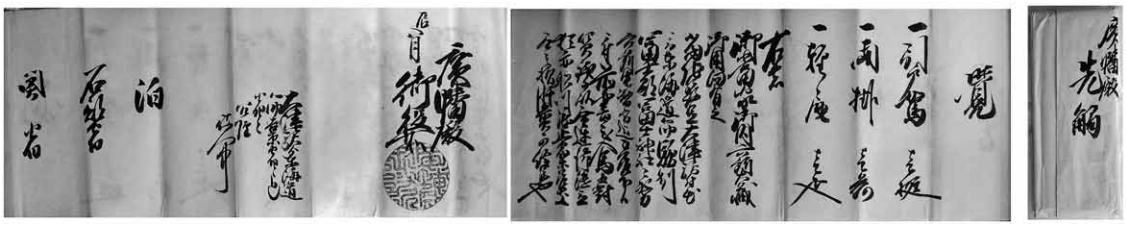

写真4

両史料に記された内容はほぼ同じで、廣幡殿が御用のため大津宿から吉原宿を通行するので、引戸駕（引戸の付いた駕籠）一梃と人足三人、両掛（旅行用具の一つで、行李を棒の両側に付けて担ぐもの）一揃と人足二人、馬一匹と人足五人を手配するように記されている。そして、宿泊する宿場として、石部宿、関宿、桑名宿、池鯉鮒宿、吉田宿、見付宿、岡部宿、由比宿の八つの宿場が指定されている。

これらの史料が発行された辰年とは、下方五社の一つである「冨士神社六所浅間宮」（後に冨知六所浅間神社へと改名）や「六所」の記載が確認できることから、明治元年（一八六八）であると思われる。そして、廣幡殿の御用の内容として、「廣幡殿御祈願所」の御用札の存在から、冨士神社における祈祷であった可能性が指摘できる。つまり、明治元年、冨士神社社務の六所中務と廣幡殿御役所から発行された先触を持った人物、おそらくは冨士神社の社人が、「廣幡殿御用」と記された御用札を掲げながら、大津宿から吉原宿の間の各宿場を訪れていたのではないだろうか。

おわりに

本論では、六所家に伝来した廣幡家の御用札と、廣幡家の御用にかかわる先触を紹介し、明治初年の六所家および下方五社の活動の一端に対する考察を試みた。そこからは、幕末には幕府や大名の祈願所として活動していた東泉院が、明治を迎えて六所家を興し、下方五社を管理する神職として、朝廷を中心とした新政府と密接な関係を築き始めた姿が浮かびあがるのである。

【参考文献】

松田香代子　「六所邸の主屋に残されていた御霊屋」
『六所家総合調査報告書　民俗』富士市教育委員会　二〇一三
井上卓哉　「護符からみる東泉院の宗教行事について」
『六所家総合調査報告書　民俗』富士市教育委員会　二〇一三

（富士市立博物館　学芸員）

近世陶磁器からみた東泉院の活動

佐藤　祐樹

はじめに

本論では、平成一九年度より行っている東泉院の発掘調査において出土した遺物を紹介することとする。その中でも敷地北西において検出された遺構であるＳＥ０２から出土した陶磁器の分析を通じて、江戸時代後期東泉院の活動に迫るものである。

ＳＥ０２は井戸と考えられる遺構である。長辺七・八ｍ、短辺四・四ｍ、深さ〇・五ｍの方形の掘り込みの床面にさらに一辺二・五ｍ程度の方形の掘り込みが伴う遺構である。検出面から深さ二・六ｍは調査を行うことが出来たが、それ以上は安全管理上の理由から調査を断念した。

一　遺物から見た年代的位置づけと組成

ＳＥ０２からは総数一九〇点の陶磁器片が出土している。内訳は、近世のものが一五二点、時期不明・近現代の混入が三八点である。近世とされるもののうち五二点が一八世紀後半に限定されるもので占められており、また、近現代の混入を除くと、一九世紀前半のものが存在しないことなどから一七八〇年代前後に使用されていた陶磁器類の一括資料と考えられる。

近世の陶磁器・土器一五二点を生産地別に見ていくと、景徳鎮窯系一点、肥前系七一点、瀬戸・美濃四〇点、京都・信楽系一七点、備前系四点、志戸呂系一点、常滑系二点、堺系三点（すり鉢のみ）、江戸系三点（焙烙）、不明一〇点である。

二　注目される出土遺物

さて、ＳＥ０２は一八世紀後半の良好な一括資料として捉えることが出来るが、そのほかにも注目すべき遺物が出土しているため、紹介しておく。

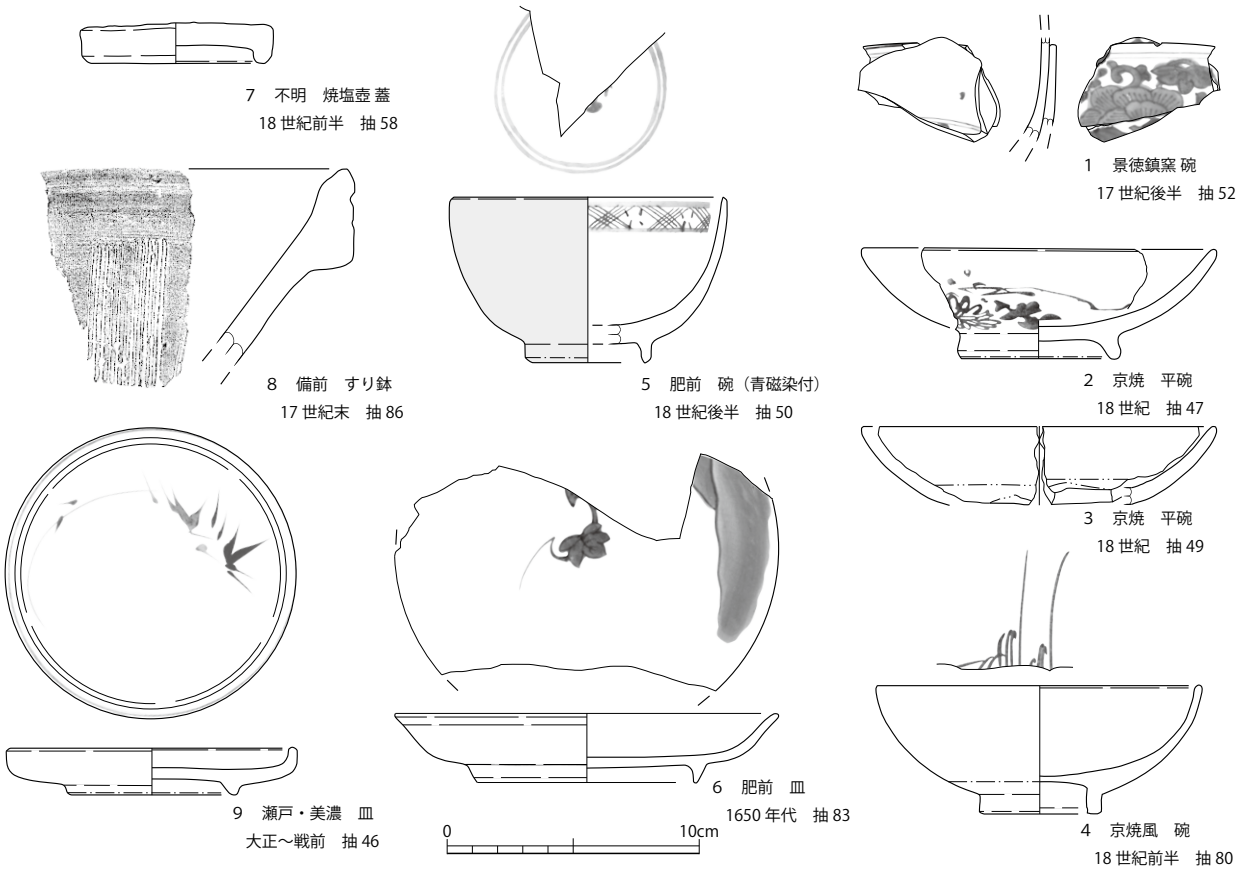

図　SE02から出土遺物の一部

まず、一七世紀後半の中国景徳鎮窯産と考えられる大きな碗の破片である（図－一）。火災にあっており、破片同士がくっついたまま出土した。一七世紀後半、中国では、明から清への王朝交代に伴う混乱や、明勢力の一掃をねらった海禁政策に伴う遷海令（一六六一年）により、清が海外貿易を禁止したため、日本国内における景徳鎮窯製品の出土量が激減する（大貫二〇〇〇）。しかし、この地から一七世紀後半の中国景徳鎮窯産と考えられる製品が出土したことは、それを手に入れた当時の東泉院の社会的位置づけを考える際に重要である。

また、焼塩壺の存在も注目される（図－七）。焼塩壺とは、「蓋を伴う小形の土師質土器で、焼塩の製造と流通とを兼ねた容器」であり、武家屋敷などでの宴席などで使用される特殊な塩として贈答などに用いられたものである（江戸遺跡研究会二〇〇一）。ＳＥ０２からは産地不明ながら、蓋三点、身一点が出土しており、今後、県内における出土例を集成し、その特殊性を浮かび上がらせていく必要があろう。

ほかにも京焼の高級品や肥前の青磁染付碗なども出土しており、宗教的というよりは、飲食に関係する日常生活の色彩を読み取ることができる。また、多くの破片に二次的な被熱の痕跡が確認される点が注目される。

なお、出土した瓦については別に報告するが、陶磁器同様、一八世紀後半の特徴を示している。土蔵に使用されたと考えられる海鼠瓦の存在や切妻造り建物の存在を推定させる袖平瓦の出土が注目される。

三　ＳＥ０２から見る東泉院の建築活動

では、ＳＥ０２出土資料は、何のために廃棄されたのだろうか。

その答えは破片に残された被熱の痕跡に隠されている。比較的限られた時間幅の資料が一度に廃棄されるという行為は、その行為自身が何か特殊な目的を持つ以外、単なる廃棄と考えられる例が多い。ＳＥ０２出土資料も、火災後の片付け行為と考えるのが最も自然な解釈である。

それでは、一八世紀後半に、どのような建物が上記のような高級品や宴席道具を有し、さらに火災にあったのか、絵図や棟札と対比していくこととする。既に、東泉院の棟札類については、建部（二〇〇九）、井上（二〇〇九）による報告があるが、特に建部による報告の中にＳＥ０２との関連を示す指摘がなされている。建部は寛政二年（一七九〇）に描かれた東泉院敷地の建物配置を示し、「客殿焼失当時無御座候」「唐破風　当時仮建」との書き込みに注目した。さらに残存する棟札から「朱殿」（焼失していた主屋客殿）は、寛政九年（一七九七）に旧土肥町八木沢集落の大工により再建されていることが明らかにされている。

絵図などに見られる一八世紀後半の年代は、先に示したＳＥ０２の廃棄年代と一致しており、それらが、寛政二年頃にあった東泉院主屋での火災の片付けに伴う遺物である可能性を示しているのである。

おわりに

今回は、出土遺物の紹介を通じて、一八世紀後半にあった東泉院主屋での火災とその片付け行為の存在を復元した。今後も、発掘調査と文献史料との総合調査・研究を進めながら東泉院の実態に迫っていくこととしたい。

【参考文献】

井上卓哉　「六所家旧蔵棟札類の概要」『館報　平成二〇年度』
富士市立博物館　二〇〇九
江戸遺跡研究会　『図説　江戸考古学研究事典』柏書房　二〇〇一
大貫浩子　「東大構内遺跡出土の貿易陶磁について」『加賀殿再訪』
東京大学出版　二〇〇〇
建部恭宣　「東泉院の棟札類と建築生産活動」『六所家総合調査だより』第四号
富士市立博物館　二〇〇九

（富士市教育委員会文化振興課　職員）

東泉院関係新出史料「神道裁許状」の紹介

井坂　武男

はじめに

表紙で紹介したように、平成二五年二月二日（土）に六所家総合調査シンポジウム『東泉院聖教の世界～富士山麓・吉原宿のアーカイブスを探る～』を開催した。その後に、このシンポジウムに参加してくださった市内在住の方から東泉院に関係する資料を所蔵していると連絡があり調査を実施した。

その結果、古文書が三点あり、内一点が三日市浅間神社（富知六所浅間神社）の社人「小糸左近」の名前があるものであった。三日市浅間神社は、東泉院が支配する下方五社の一つにあたる神社である。

この文書は、神職が烏帽子や衣服などの着用の許可を得る「神道裁許状（しんとうさいきょじょう）」とよばれる京都吉田家が発行するものであった。この文書に関することと、東泉院と吉田家の関係について少し紹介したい。

一　神道裁許状とは

神道裁許状は吉田家が神社に奉仕、参拝する人物に対して、神事に関する装束、祭礼の復興などの諸事を許可する際に発給した文書である。初見は大永七年（一五二七）二月、三河国設楽郡河路村（現愛知県新城市）一宮神主伊原貞朝に宛てられたもの（1）である。その後、江戸時代まで全国の神主などに発給されている。

今回見つかった神道裁許状（写真）は、文化一四年（一八一七）一月一五日のものである。この古文書の全翻刻は次のとおりである。

写真　今回見つかった神道裁許状

駿河国冨士郡三日市場村六所浅間宮
剱大夫小糸左近平信政着風折烏帽子布衣
可専恒例之神役者
神道裁許状如件
　文化十四年正月十五日
神祇管領長上侍従卜部朝臣良長（印）

この内容は、三日市浅間神社の剱大夫小糸信政に「風折烏帽子」「布衣」を着用しても良いという許可をしたものである。文書中に「恒例之神役」とあるが、具体的にどの神役をさすかはわからない。

文書の最後の文言が「神道裁許状如件」という点と、衣服の許可を与えているという内容からこの文書が「神道裁許状」であることがわかる。

発給者は「卜部（うらべ）朝臣良長」とある「卜部」とは、吉田家のことである。吉田家とは、京都吉田神社の祠官で吉田神道の宗家である。本姓を卜部といい兼熙（かねひろ）（一三四八～一四〇二）の時、「吉田」に姓を改めた。

風折烏帽子や布衣の着用を許可された「小糸信政」は三日市浅間神社の社人で鎰取（かぎとり）の役にあった人物（2）である。文化一二年（一八一五）に家督を相続し弘化三年（一八四六）まで鎰取を勤めた。この神道裁許状は、家督相続をして間もない頃に発給されたものである。

二　吉田家について

吉田家とは前述したように、吉田神道の宗家にあたり神道に関する文書を発給できる権限を持っていた家である。

本来、神社に関することは天皇が行うことであり、神祇官が担当していた。

吉田家はこの長官（神祇伯）であったわけではない。神祇伯は代々白川家が勤めており、吉田家は次官である神祇大副であった。

しかし、神職に関する様々な権利を天皇から委任され、先ほど紹介した史料にもみられる「神祇管領長上」を吉田兼見（一五三五～一六一〇）から名乗り、神祇伯である白川家に匹敵する権限を有するようになった（3）。

寛文五年（一六六五）に江戸幕府が出した諸社禰宜神主法度（4）の第三条目には、

一、無位之社人、可着白張、其外之装束者、以吉田之許状可着之

とあり、各種の装束を着用する場合は「吉田之許状」を必要とする規定がされている。つまり吉田家の許状（神道裁許状）がないと無地以外の装束を身に着けられないのである。江戸幕府も吉田家の全国の神職の補任などの権限をみとめたのである。

また、神に位階や称号を授与する場合も、吉田家が文書（宗源宣旨）を発給する権限を有し、全国の神社支配にかなりの力を及ぼしていた。

三　東泉院と吉田家の関係

現在整理している六所家旧蔵資料には、吉田家や同家の雑掌を勤めた鈴鹿家とのやりとりをしたものが何点かみられる。下方五社を統率する東泉院としては、神職界に強い影響力を持つ吉田家との関係は必要だったと考えられる。

文書の内容は、三日市浅間神社の社人の継目の許状願を「大宮公文所」へ出すのに、東泉院から鈴鹿家に対して御沙汰をお願いしている文書（5）がみられる。他に鈴鹿家から東泉院に対して、社人の職分の仮免状を発給する旨を記した文書（6）などである。これらの資料から下方五社の社人に関する許状などは、別当である東泉院を通じて、吉田家や鈴鹿家とやり取りをすることになっていたと考えられる。

今回紹介した神道裁許状は、吉田家から小糸家に直接発給されている。神道裁許状自体は、直接社人に発給される性格を有しているからである。

しかし、他の六所家旧蔵資料に残る神職に関する資料をみると何らかの東泉院の関与がみられることから、この神道裁許状が発給されるまで、小糸家から東泉院に伺いをしていた可能性が考えられる。残念ながら、現在のところそれを裏付ける文書は発見されていない。今後も調査を続けていきたい。

おわりに

神道裁許状は、今のところ六所家旧蔵資料でみることができない。今回発見された文書は、東泉院側ではなく、下方五社の浅間神社側から発見され、社家の動きを知ることができる貴重なものといえる。

六所家資料はまとまってある文書群だが、下方五社や村など周辺に関する資料が少ない状態である。今後も、東泉院とその周辺に関して総合的に調査していき全体の解明をしていきたい。

注

（1）井上智勝著『近世の神社と朝廷権威』吉川弘文館　二〇〇七
（2）六所家旧蔵資料
（3）井上智勝著『吉田神道の四百年』講談社　二〇一三
（4）法制史学会編『徳川禁令考』前集第五　創文社　一九五九
（5）六所家旧蔵資料
（6）六所家旧蔵資料
※出典を表記する場合、文書名と文書番号まで明記すべきであるが、六所家旧蔵資料は整理途中のため「六所家旧蔵資料」とだけ記した。

（富士市立博物館　学芸員）

～博物館からのお願い～

現在、博物館では六所家旧蔵資料の調査を行っています。この資料は、古文書、民具、美術、聖教（しょうぎょう）関係など４万点以上の点数を数えます。しかし、この資料群は、東泉院関係を含む六所家側の一方的な資料であり、東泉院の周辺に関連する資料がほとんどみつかっていない状態です。今回紹介した新出史料は東泉院を総合的に調査していく上で貴重なものであり、博物館にとってとてもうれしいことです。

博物館では、これからも六所家旧蔵資料をはじめ、関係資料の調査・研究を続けていきたいと考えております。関係資料とは、東泉院が支配していた三日市浅間神社（富知六所浅間神社）、原田の滝川神社、今宮浅間神社、入山瀬浅間神社、日吉浅間神社の下方五社に関するものや、東泉院の朱印領であった中野村、一色（いっしき）村、神戸（ごうど）村、今宮村、伝法村、今泉村などに関わる歴史資料のことです。

もし、これらに関する資料をお持ちや御存知でしたら博物館まで御連絡をよろしくお願いいたします。また、それ以外でも古文書や民具、美術工芸品などありましたら博物館まで情報提供をお願いします。

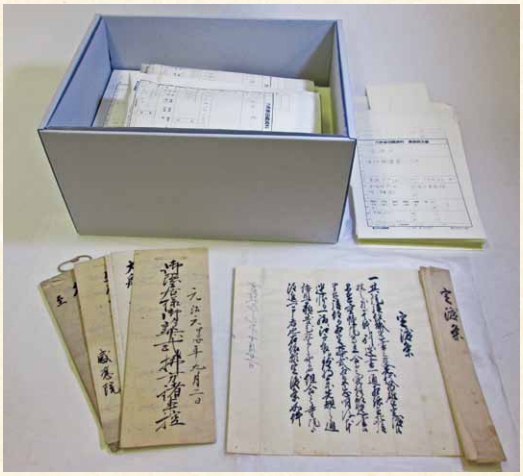

六所家旧蔵資料古文書群

整理作業の様子

旧六所邸跡（基礎部分）

六所家総合調査だより　第12号

発　行　日　　平成25年（2013）8月10日
発行・編集　　富士市立博物館
　　静岡県富士市伝法66-2
　　Tel 0545-21-3380・Fax 0545-21-3398
印　　刷　　文光堂印刷株式会社

富士市行政資料登録番号25-14